

令和7年度 焼津市住宅用新エネルギー機器設置事業補助金交付制度の概要

焼津市では、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）を設置する方に対して、焼津市住宅用新エネルギー機器設置事業補助金交付要綱に基づき、設置に要する経費の一部を市から補助します。

1 趣旨

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）を設置する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付することで、環境への負荷の少ないエネルギーの利用促進を図ります。

2 申請受付期間

令和7年4月3日（木）～令和8年1月30日（金） ※予算に達し次第、受付終了します。

3 申請方法

補助金交付要綱に基づいて、所定の様式で申請してください。

4 補助対象システム

次に掲げる要件のすべてを満たすものに限りします。

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）であること。
- (2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録された物であること。
- (3) 未使用のものであること。

5 補助対象者

- ・自ら居住する市内の住宅（既存・新築・建売）に補助対象システムを設置する方
- ・市税を完納している方
- ・当該年度の補助金交付決定通知後に対象システムの工事を着工し、令和8年3月末までに設置を完了できる方

6 補助金額

1 世帯につき 1 回限りで一律 5 万円

7 補助予算額（補助件数）

50 万円（10 件）

※交付申請の受付は先着順で行います。予算額に達した場合は受付を終了します。

<補助金交付までの流れ>

1 補助金交付申請

交付申請書は、必ず申請者本人が記入し、その他必要書類と併せて環境課窓口まで直接お持ちください（原則、郵送不可）。

※申請書をお持ちいただくのは、申請者本人でなくても構いません。

なお、交付申請は、必ず補助対象システムの設置工事着工前に行ってください。

必要書類

- (1) 交付申請書（押印不要。ただし、申請者の署名が必要）
- (2) 補助対象システムの設置工事に係る契約書の写し（当該契約書に設置に要する費用の内訳が記載されていない場合は、併せて当該費用の内訳が分かる書類）
- (3) 補助対象システムの規格、形状、性能等が分かる書類（カタログのコピー等）
- (4) 補助対象システムの設置予定箇所の地図（案内図）及び現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類（基本的にはありません。）

2 補助金交付決定

申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。交付が決定された方には、7～10 日程で市から交付決定通知書を送付します。

交付決定通知後に交付決定を受けた内容を変更又は中止したい場合は、補助金交付変更（中止）承認申請書を環境課へ提出してください。

3 設置完了報告

交付決定を受けた方は、補助対象システムの設置が完了した後、速やかに設置事業完了報告書及び必要書類を環境課へ提出してください。（提出期限:令和8年3月31日(火)）

※設置事業完了報告書類一式を提出されないと、補助金が交付できませんのでご注意ください。

※設置完了日の都合により、提出期限に間に合わない場合は事前にご相談ください。

必要書類

- (1) 完了報告書（押印不要、記名のみ可）
- (2) 補助対象システムの設置に要した費用の領収書の写し
- (3) 補助対象システムの設置完了後の住宅の全体写真
- (4) 補助対象システムの設置完了後の家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの写真（貯湯ユニット、燃料電池ユニットが確認できるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類（基本的にはありません。）

4 補助金交付確定

設置事業完了報告書の内容を審査し、補助金の交付を確定します。交付が確定された方には、市から交付確定通知書を送付します。

5 補助金交付請求

交付確定通知書受領後、市指定の請求書（交付確定通知書と併せて市から送付します）を速やかに環境課へ提出してください。

6 補助金交付

請求書の提出の後、市から申請者へ口座振込にて補助金を支払います。

問合せ・申請先

〒425-8502 焼津市本町二丁目 16 番 32 号

焼津市役所市民環境部 環境課（焼津市役所3階）

TEL：054-626-2153 FAX：054-626-2183

Eメール：kankyo@city.yaizu.lg.jp

住宅用新エネルギー機器設置事業補助金 手続きフロー図

